

平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 ミナトホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 若山 健彦
(東証 JASDAQ コード : 6862)
問 合 せ 先 取締役経営企画部門長 伊藤 信雄
(TEL 045-591-9228)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 60 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成28年4月5日付でサンマックス・テクノロジーズ株式会社を連結子会社化したこと、および今後の業務範囲の拡大ならびに新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 今後の新株式の発行による機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするとともに、現存する新株予約権が今後行使された場合の新株式の発行に備え、発行可能株式総数を8,800万株から1億4,400万株に拡幅させるため変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役および監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結することができる旨の規定を社外取締役から業務執行取締役等を除く取締役、および社外監査役から監査役に拡大するものであります。
なお、本議案のうち当社現行定款第26条の変更に関する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第2条 (現行どおり)

<p>1 (条文省略) (新 設)</p> <p><u>2～5</u> (条文省略) (新 設)</p> <p><u>6～16</u> (条文省略) (新 設) (新 設)</p> <p><u>17</u> (条文省略) (新 設)</p> <p><u>18～22</u> (条文省略)</p>	<p>1 (現行どおり)</p> <p><u>2. 電子部品の製造ならびに販売</u></p> <p><u>3～6</u> (現行どおり)</p> <p><u>7. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理</u></p> <p><u>8～18</u> (現行どおり)</p> <p><u>19. 有価証券の売買、保有、及び管理</u></p> <p><u>20. 金融商品取引法に基づく許認可業</u></p> <p><u>21</u> (現行どおり)</p> <p><u>22. 各種企業に対する経営の診断及び指導ならびに経営コンサルティング</u></p> <p><u>23～27</u> (現行どおり)</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,800万株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億4,400万株</u>とする。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成28年6月29日 (予定)
平成28年6月29日 (予定)

以上